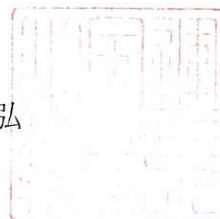


公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、下記のとおり公示する。

平成27年4月22日

中国運輸局長 河田守弘



1. 届出事項の概要

- (1) 事案番号：27-1
- (2) 届出者：日生運輸株式会社
- (3) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の事業廃止届
- (4) 届出年月日：平成27年3月19日
- (5) 廃止予定日：平成27年9月30日（最終運行日）
- (6) 廃止しようとする路線の概要

○ 廃止路線

全路線の廃止

備前市内線 全路線

片鉄線 全路線

圏域バス 全路線

合計 128.2km

乗合タクシー

○ 運行系統

| | |
|----------------------|---------------------------|
| 八塔寺～神根小学校～吉永駅 | (17.4km 平日 1.0回) |
| 八塔寺～吉永駅～吉永病院前 | (18.6km 土日祝 1.0回) |
| 吉永病院前～閑谷学校～伊里中 | (11.1km 平日 2.0回、土日祝 1.0回) |
| 閑谷学校～伊里中～友延 | (6.7km 平日 1.5回) |
| 友延～伊里小学校～蕃山 | (3.7km 平日 3.0回、土日祝 2.0回) |
| 蕃山～持田～佐那高下 | (1.8km 平日 2.5回、土日祝 1.0回) |
| 寒河車庫～日生駅～友延 | (10.9km 平日 0.5回) |
| 三石～備前市役所～片鉄片上駅 | (12.6km 平日 3.5回) |
| 三石～備前市役所～片鉄片上駅 | (20.4km 平日 1.5回) |
| 鶴海車庫～備前市総合運動公園～片鉄片上駅 | (9.8km 平日 6.0回、土日祝 2.0回) |
| 鶴海車庫～国府小学校～長船駅 | (9.9km 平日 3.0回、土日祝 1.0回) |
| 鶴海車庫～鶴山小学校～青石 | (3.9km 平日 3.0回、土日祝 1.0回) |
| 伊里中～日生駅～寒河車庫 | (12.6km 平日 0.5回) |
| 片鉄片上駅～備前片上駅～備前病院前 | (6.1km 平日 2.5回) |
| 片鉄片上駅～浦伊部～備前病院前 | (3.3km 平日 2.5回) |
| 友延～日生駅～福浦峠 | (12.0km 平日 1.0回) |
| 友延～松下岡山工場～伊里中 | (1.7km 平日 4.0回、土日祝 2.0回) |
| 吉永病院前～三石駅～福石上 | (13.3km 平日 3.0回) |

| | |
|--------------------------|-----------------------------|
| 片鉄片上駅～備前片上駅～伊里中 | (3.9km 平日 6.0 回、土日祝 3.0 回) |
| 片鉄片上駅～明石住宅～友延 | (6.1km 平日 3.5 回) |
| 片鉄片上駅～日生駅～寒河車庫 | (14.0km 平日 3.0 回、土日祝 1.0 回) |
| 片鉄片上駅～日生駅～福浦峠 | (15.1km 平日 7.0 回、土日祝 6.0 回) |
| 友延～穂浪橋～木生 | (3.4km 平日 1.0 回) |
| 八塔寺ヴィラ前～神根小学校前～吉永駅 | (17.8km 平日 1.0 回) |
| 八塔寺ヴィラ前～吉永駅～吉永病院前 | (19.0km 平日 3.0 回、土日祝 1.0 回) |
| 木生～穂浪橋～片鉄片上駅 | (6.5km 平日 0.5 回) |
| 片鉄片上駅～北川病院～周匝 | (35.5km 平日 2.0 回、土日祝 0.5 回) |
| 片鉄片上駅～鶴飼谷温泉前～周匝 | (36.5km 平日 2.0 回、土日祝 1.5 回) |
| 吉永病院前～三石駅・赤穂市民病院～イオン赤穂店前 | (28.0km 月水金 1.0 回) |
| イオン赤穂店前～赤穂市民病院・三石前～吉永病院前 | (27.6km 月水金 1.0 回) |

(7) 廃止を必要とする理由

利用者が年々減少している赤字路線であり、内部補填等で費用を賄ってきたが、困難となったため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、本日から10日以内（郵送の場合は消印が本日から10日以内の日付）に、次の事項を記載した意見聴取申請書を中国運輸局又は最寄りの運輸支局まで提出して下さい。

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案番号及び事案の件名並びに路線名
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施日の10日前までに別途通知する。